

## さつま町空き家情報バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、さつま町における空き家の有効活用を通して、定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) さつま町空き家情報バンク制度（以下「空き家バンク」という。） さつま町内に存する空き家（空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。）に関する情報を登録し、空き家登録者及び空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

(2) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃借を行うことができる権利を有する者

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申し込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家の登録を受けようとする所有者等は、さつま町空き家情報登録申込書（第1号様式）及びさつま町空き家情報バンク制度登録カード（第2号様式。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした空き家に関する登録はできない。

2 町長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を確認の上、適切と認めるときは、空き家台帳に登録しなければならない。ただし、固定資産税の滞納がある場合には登録できないものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者にさつま町空き家情報登録完了（不可）通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（この告示において「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、さつま町空き家情報登録

事項変更届出書（第4号様式）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（空き家台帳の登録の抹消）

第6条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又はさつま町空き家台帳登録抹消届出書（第5号様式）により空き家情報登録の抹消の届出があったときは、当該空き家情報登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者にさつま町空き家台帳登録抹消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（空き家利用希望者の登録の申込み等）

第7条 空き家バンクによる空き家利用を希望する者で次の各号に掲げる者は、さつま町空き家利用希望登録申込書（第7号様式）に誓約書（第8号様式）を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした空き家利用希望者に関する登録はできない。

- (1) 空き家に定住又は空き家を利用し、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) その他町長が適当と認めた者

2 町長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容を確認の上、利用希望者台帳に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用希望者にさつま町空き家利用希望者登録完了（不可）通知書（第9号様式）を通知するものとする。

（利用希望者に係る登録事項の変更の届出）

第8条 利用希望者は、前条第2項による登録事項に変更があったときは、速やかに、さつま町空き家利用希望登録事項変更届出書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

（利用希望者台帳の登録の抹消）

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者にさつま町空き家利用希望者台帳登録抹消通知書により通知（第12号様式）するものとする。

- (1) 空き家の利用の目的等が第7条第1項各号の規定に該当しないこととなったとき
- (2) 空き家の利用が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあると認められたとき
- (3) 前号に掲げる場合のほか、空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善

良な風俗を害するおそれがあると認められたとき

(4) 申込内容に虚偽があったとき

(5) 空き家利用希望登録者からさつま町空き家利用希望者台帳登録抹消届出書（第11号様式）により登録抹消の届出があったとき

(6) その他町長が適当でないと認めたとき

(情報提供等)

第10条 町長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家台帳及び利用希望者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、空き家登録者及び利用登録者が行う空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸契約については、直接これに関与しない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は平成23年4月1日から施行する。